【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年8月14日

【四半期会計期間】 第38期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

【会社名】 株式会社大戸屋ホールディングス

【英訳名】 OOTOYA Holdings Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 窪 田 健 一

【本店の所在の場所】 東京都武蔵野市中町一丁目20番8号

【電話番号】 0422-26-2600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 松 岡 彰 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都武蔵野市中町一丁目20番8号

【電話番号】 0422-26-2600(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 松 岡 彰 洋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第37期 第1四半期 連結累計期間	第38期 第1四半期 連結累計期間	第37期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高	(千円)	6,092,400	3,164,812	24,579,663
経常損失()	(千円)	115,075	1,427,357	569,773
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失()	(千円)	105,057	1,508,049	1,147,688
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	92,232	1,501,156	1,114,507
純資産額	(千円)	4,354,600	1,665,476	3,347,761
総資産額	(千円)	9,702,415	9,104,847	8,816,547
1株当たり四半期(当期)純損失	(円)	14.52	208.15	158.47
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	44.4	17.4	37.2

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益について、第37期及び第37期第1四半期連結累計期間は、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、第38期第1四半期連結累計期間は、潜在株式が存在しないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。
 - 3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等の リスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の分析

a. 経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、かつて経験したことのない新型コロナウイルスの世界的拡大により、経済活動、消費活動は大きく悪化いたしました。その後も新型コロナウイルスの感染者が再び増加傾向に転じるなど、収束の目途は立っておらず、消費の回復には相当な時間を要するとみられております。

外食産業におきましては、新型コロナウイルスの影響は深刻で大きな影響を受けました。政府の緊急事態宣言により、店舗におきましては、お客様や従業員の安全確保を第一に、休業や営業時間の短縮を行った結果、売上高が大きく減少するなど過去に経験したことのない影響を受けました。

このような状況の下、当社グループはこれまでの事業運営の在り方を見直し、抜本的な経営改善を図るため、新たな中期経営計画「-大戸屋の未来を創る-」を策定いたしました。本中期経営計画の推進を図るべく、商品展開といたしましては、おかずやお総菜を選べて価格もお得な「お惣菜セット」や価格が600円台のお得なお弁当シリーズの展開、サーロインステーキ重弁当の販売や、新たな取り組みとして大戸屋ならではの品質にこだわった冷凍食品の開発・販売を始めました。6月には店舗において安心してお食事をしていただけるよう、メニュー数の絞りこみによる提供時間の短縮に配慮したグランドメニューのリニューアルを行いました。販促施策としては、お弁当回数券の販売、Twitterのフォロー&リツイートキャンペーンの他、食育セミナーを「食育WEBセミナー」としてオンラインで開催するなど認知度の向上に取り組みました。

しかしながら、新型コロナウイルス拡大の影響は大きく売上高、利益ともに前第1四半期連結累計期間を大きく 下回ることとなりました。

当第1四半期連結累計期間の店舗展開につきましては、国内におきまして、「大戸屋ごはん処」フランチャイズ2店舗を新規に出店し、11店舗(直営1店舗、フランチャイズ10店舗)を閉店いたしました。その結果、当第1四半期連結会計期間末の店舗数は当社グループ合計で455店舗(うち国内直営147店舗、国内フランチャイズ191店舗、海外直営16店舗、海外フランチャイズ101店舗)となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は3,164百万円(前年同期比48.1%減)、営業損失1,444百万円(前年同期は営業損失120百万円)、経常損失1,427百万円(前年同期は経常損失115百万円)となり、特別損失に12百万円を計上し、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,508百万円(前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失105百万円)となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

国内直営事業

国内直営事業は、上記の他、新業態である「燦々三かみ」における期間限定メニューの導入や「VEGE&SOUP STYLE kakomi」のリニューアルなどに取り組みましたが、新型コロナウイルスの影響は大きく、売上高、利益ともに前第1四半期連結累計期間を大きく下回ることとなりました。

店舗展開につきましては、新規出店はありませんでした。国内直営事業でありました2店舗(新宿イーストサイドスクエア店、三宮センタープラザ店)を国内フランチャイズ事業とした一方、国内フランチャイズ事業でありました3店舗(祖師ヶ谷大蔵駅前店、経堂コルティ店、ららぽーとTOKYOBAY店)を国内直営事業としました。また、イトーヨーカドー錦町店を閉店いたしました。

これにより、当第1四半期連結会計期間末における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」143店舗、新業態4店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は1,480百万円(前年同期比55.5%減)、営業損失は940百万円(前年同期は157百万円の営業損失)となりました。

国内フランチャイズ事業

国内フランチャイズ事業は、上記の他、地域のニーズやターゲットに合わせた地域限定のグランドメニューの導入や、地域・店舗限定メニューなどに取り組みましたが、新型コロナウイルスの影響は大きく、売上高、利益ともに前第1四半期連結累計期間を大きく下回ることとなりました。

店舗展開につきましては、「大戸屋ごはん処」2店舗(上越妙高駅前店、日立シーマークスクエア店)の新規出店を行いました。また、国内フランチャイズ事業でありました3店舗(祖師ヶ谷大蔵駅前店、経堂コルティ店、ららぽーとTOKYOBAY店)を国内直営事業とした一方、国内直営事業でありました2店舗(新宿イーストサイドスクエア店、三宮センタープラザ店)を国内フランチャイズ事業としました。また、10店舗(金沢松村店、広島西条店、青葉台店、松戸八ヶ崎店、美浜ニューポート店、佐倉染井野店、稲毛ワンズモール店、イオンモール天童店、豊崎店、茅ヶ崎北口駅前店)を閉店いたしました。

これにより、当第1四半期連結会計期間末における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」191店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は983百万円(前年同期比48.1%減)、営業損失は16百万円(前年同期は193百万円の営業利益)となりました。

海外直営事業

海外直営事業は、3月より新型コロナウイルス拡大の影響を強く受けました。特に米国ニューヨークにおきましては、非常事態宣言により全店舗でイートインの営業ができなくなり、デリバリー、テイクアウトのみの営業を余儀なくされました。他地域においても程度の差はあるものの同様に影響を受けました。このため、売上高、利益ともに前第1四半期連結累計期間を大きく下回ることとなりました。

店舗展開につきましては、1店舗(シンガポール共和国)の新規出店を行いました。

これにより、当第1四半期連結会計期間末における海外直営事業に係る稼働店舗数16店舗(香港大戸屋有限公司が香港に5店舗、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.がシンガポール共和国に4店舗、AMERICA OOTOYA INC.が米国ニューヨーク州に4店舗、MOOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がタイ王国に1店舗、ベトナム社会主義共和国ホーチミン市に2店舗)を展開しております。

以上の結果、海外直営事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は616百万円(前年同期比18.4%減)、営業 損失は93百万円(前年同期は12百万円の営業利益)となりました。

海外フランチャイズ事業

海外フランチャイズ事業も、3月より新型コロナウイルス拡大の影響を強く受けました。地域により影響の程度の差はあるものの、店舗の休業、営業時間の短縮を行った影響もあり、売上高、利益ともに前第1四半期連結累計期間を大きく下回ることとなりました。

店舗展開につきましては、1店舗(台湾)の新規出店を行った一方、1店舗(タイ王国)を閉店いたしました。

これにより、当第1四半期連結会計期間末における海外フランチャイズ事業に係る稼働店舗数101店舗(タイ王国において48店舗、台湾において40店舗、インドネシア共和国において13店舗)を展開しております。

以上の結果、海外フランチャイズ事業の当第1四半期連結累計期間の売上高は36百万円(前年同期比38.2%減)、営業損失は1百万円(前年同期は30百万円の営業利益)となりました。

その他

その他は、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であり、当第 1 四半期連結会計期間末現在、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD. がプライベートブランド商品の輸入・販売をタイ王国で行っております。

以上の結果、その他の当第1四半期連結累計期間の売上高は48百万円(外部顧客に対する売上高。前年同期 比16.5%減)、営業利益0百万円(同91.1%減)となりました。

b. 財政状態

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の流動資産は、現金及び預金2,632百万円を主なものとして4,052百万円(前連結会計年度末比13.1%増)、また、固定資産は、店舗等の有形固定資産2,687百万円と敷金及び保証金1,831百万円を主なものとして5,052百万円(同3.5%減)であり、資産合計では9,104百万円(同3.3%増)となりました。これは主に、現金及び預金が増加したためであります。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末の流動負債は、短期借入金3,000百万円、買掛金694百万円及び未払金734百万円を主なものとして5,268百万円(前連結会計年度末比69.0%増)、固定負債は、長期借入金717百万円、資産除去債務474百万円を主なものとして2,171百万円(同7.6%減)であり、負債合計では7,439百万円(36.0%増)となりました。これは主に、短期借入金が増加したためであります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産は1,665百万円(前連結会計年度末比50.3%減)となり、自己資本比率は17.4%となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純損失の計上及び配当金の支払により利益剰余金が減少したためであります。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題は ありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4)経営成績に重要な影響を与える要因及び今後の方針について

当第1四半期連結累計期間において、当社の経営者の問題認識と今後の方針に重要な変更及び新たに生じたものはありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,720,000
計	28,720,000

【発行済株式】

種類	第 1 四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年 6 月30日)		上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,246,800	7,246,800	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であ り、単元株式数は100株であ ります。
計	7,246,800	7,246,800		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日~ 2020年6月30日		7,246,800		1,522,796		47,018

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年3月31日現在

			2020年 3 月31日現任
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,242,600	72,426	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 2,500		
発行済株式総数	7,246,800		
総株主の議決権		72,426	

【自己株式等】

2020年3月31日現在

				2020 - 373	<u> </u>
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社大戸屋 ホールディングス	東京都武蔵野市 中町一丁目20番8号	1,700		1,700	0.02
計		1,700		1,700	0.02

⁽注) 2020年6月30日現在の自己名義所有株式数及び所有株式数の合計は、2,100株となっております。

2 【役員の状況】

第4 【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (2020年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,005,630	2,632,904
売掛金	900,185	679,248
原材料及び貯蔵品	79,849	100,624
その他	602,739	645,520
貸倒引当金	6,535	5,835
流動資産合計	3,581,869	4,052,461
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,906,486	1,827,363
工具、器具及び備品(純額)	798,844	777,130
その他(純額)	84,794	83,342
有形固定資産合計	2,790,125	2,687,835
無形固定資産		
のれん	35,980	31,224
その他	34,351	34,254
無形固定資産合計	70,332	65,478
投資その他の資産		
敷金及び保証金	1,850,255	1,831,496
その他	534,320	477,931
貸倒引当金	10,356	10,356
投資その他の資産合計	2,374,220	2,299,072
固定資産合計	5,234,677	5,052,386
資産合計	8,816,547	9,104,847

	前連結会計年度	当第1四半期連結会計期間
	(2020年3月31日)	(2020年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	902,922	694,714
短期借入金	600,000	3,000,000
1年内返済予定の長期借入金	240,000	240,000
リース債務	70,687	66,633
未払金	723,120	734,973
未払法人税等	88,375	20,534
賞与引当金	69,580	37,069
店舗閉鎖損失引当金	33,604	34,37
その他	389,737	439,890
流動負債合計	3,118,028	5,268,188
固定負債		
長期借入金	720,000	717,000
リース債務	87,564	72,13
退職給付に係る負債	485,276	494,970
資産除去債務	471,309	474,500
その他	586,607	412,560
固定負債合計	2,350,757	2,171,18
負債合計	5,468,786	7,439,370
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,522,796	1,522,796
資本剰余金	1,440,967	1,440,96
利益剰余金	234,565	1,454,61
自己株式	289	289
株主資本合計	3,198,039	1,508,862
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	152	170
為替換算調整勘定	105,758	101,438
退職給付に係る調整累計額	24,291	21,91
その他の包括利益累計額合計	81,314	79,352
非支配株主持分	68,406	77,26
純資産合計	3,347,761	1,665,470
負債純資産合計	8,816,547	9,104,84

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		(単位:千円)_
	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
	(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	6,092,400	3,164,812
売上原価	2,645,147	1,426,314
	3,447,252	1,738,498
販売費及び一般管理費	3,567,277	3,182,712
営業損失()	120,024	1,444,214
营業外収益 		
受取利息	158	291
受取配当金	121	130
協賛金収入	8,516	20,255
その他	3,460	8,074
営業外収益合計	12,257	28,751
営業外費用		
支払利息	2,663	6,491
為替差損	3,592	4,427
その他	1,053	976
営業外費用合計	7,308	11,894
経常損失()	115,075	1,427,357
特別利益		
新株予約権戻入益	73	-
特別利益合計	73	<u> </u>
特別損失		
固定資産除却損	10,047	9,360
減損損失	1,824	-
店舗閉鎖損失	110	965
店舗閉鎖損失引当金繰入額	7,012	1,754
特別損失合計	18,995	12,080
税金等調整前四半期純損失()	133,997	1,439,438
法人税等	28,834	53,654
四半期純損失()	105,162	1,493,092
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主 に帰属する四半期純損失()	105	14,956
親会社株主に帰属する四半期純損失()	105,057	1,508,049

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

		(単位:千円)_
	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
四半期純損失()	105,162	1,493,092
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	126	18
為替換算調整勘定	10,003	10,422
退職給付に係る調整額	2,800	2,375
その他の包括利益合計	12,930	8,064
四半期包括利益	92,232	1,501,156
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	93,284	1,510,011
非支配株主に係る四半期包括利益	1,051	8,854

【注記事項】

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の追加情報に記載した新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

金融機関借入の保証

THE POST OF STREET		
	前連結会計年度 (2020年 3 月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (2020年 6 月30日)
FC加盟店	10,559千円	8,801千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 6 月30日)
減価償却費	175,371千円	163,467千円
のれんの償却額	14,329千円	4,756千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年 5 月13日 取締役会決議	普通株式	180,899	25.00	2019年3月31日	2019年 6 月27日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年 5 月19日 取締役会決議	普通株式	181,127	25.00	2020年3月31日	2020年 6 月26日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

報告セグメント						2 の出	
	国内 直営事業	国内フラン チャイズ 事業	海外 直営事業	海外フラン チャイズ 事業	計	・その他 (注)	合計
売上高							
外部顧客に対する売上高	3,324,182	1,896,556	755,097	58,361	6,034,197	58,202	6,092,400
セグメント間の内部売上高 又は振替高						1,246	1,246
計	3,324,182	1,896,556	755,097	58,361	6,034,197	59,449	6,093,647
セグメント利益又は損失()	157,756	193,439	12,954	30,369	79,006	3,559	82,565

- (注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。
- 2.報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	79,006
「その他」の区分の利益	3,559
セグメント間取引消去	1,863
全社費用(注)	200,727
四半期連結損益計算書の営業損失()	120,024

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

報告セグメント						7 A /4	
	国内 直営事業	国内フラン チャイズ 事業	海外 直営事業	海外フラン チャイズ 事業	計	その他 (注)	合計
売上高							
外部顧客に対する売上高	1,480,676	983,443	616,025	36,052	3,116,197	48,615	3,164,812
セグメント間の内部売上高 又は振替高							
計	1,480,676	983,443	616,025	36,052	3,116,197	48,615	3,164,812
セグメント利益又は損失()	940,592	16,468	93,435	1,381	1,051,876	316	1,051,560

⁽注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

2.報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	1,051,876
「その他」の区分の利益	316
セグメント間取引消去	34,901
全社費用(注)	427,555
四半期連結損益計算書の営業損失()	1,444,214

⁽注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失()	14円52銭	208円15銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	105,057	1,508,049
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失()(千円)	105,057	1,508,049
普通株式の期中平均株式数(株)	7,237,587	7,245,008
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益		
(算定上の基礎)		
普通株式増加数(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益について、前第1四半期連結累計期間は、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、当第1四半期連結累計期間は、潜在株式が存在しないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

EDINET提出書類 株式会社大戸屋ホールディングス(E03380) 四半期報告書

2 【その他】

2020年5月19日開催の取締役会において、2020年3月31日の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 181百万円

1 株当たりの金額 25円

支払請求権の効力発生及び支払開始日 2020年6月26日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年8月13日

株式会社大戸屋ホールディングス 取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指定社員 公認会計士 野 村 聡 印 業務執行社員

指定社員 業務執行社員 公認会計士 米 林 喜 一 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大戸屋ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して 実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められ ないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告 書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の 作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連 結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していない と信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。 監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独 で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。